

第3回熊本県地域医療構想検討専門委員会

次 第

日 時：平成28年3月17日（木）

17:00～18:45

場 所：テルウェル熊本ビル1階会議室

（熊本県医師会仮事務所）

1 開 会

2 熊本県健康福祉部長挨拶

3 議 事

[議事事項]

- (1) 構想区域（案）について 【資料1】
- (2) 慢性期機能の必要病床数推計における特例の適用
について 【資料2】
- (3) 在宅医療等に対応することになる患者数の内訳と
その対応（方向性）について 【資料3】
- (4) 患者流出入数の調整（県間・県内）に係る方針に
ついて 【資料4】
- (5) 熊本県地域医療構想の項目（案）について 【資料5】
- (6) 地域医療構想策定スケジュール（案）について 【資料6】

[報告事項]

- (1) 地域医療の実情把握のための聞き取り調査の
結果について（速報） 【資料7】
（参考）平成27年度病床機能報告結果（速報）

4 意見交換

5 その他

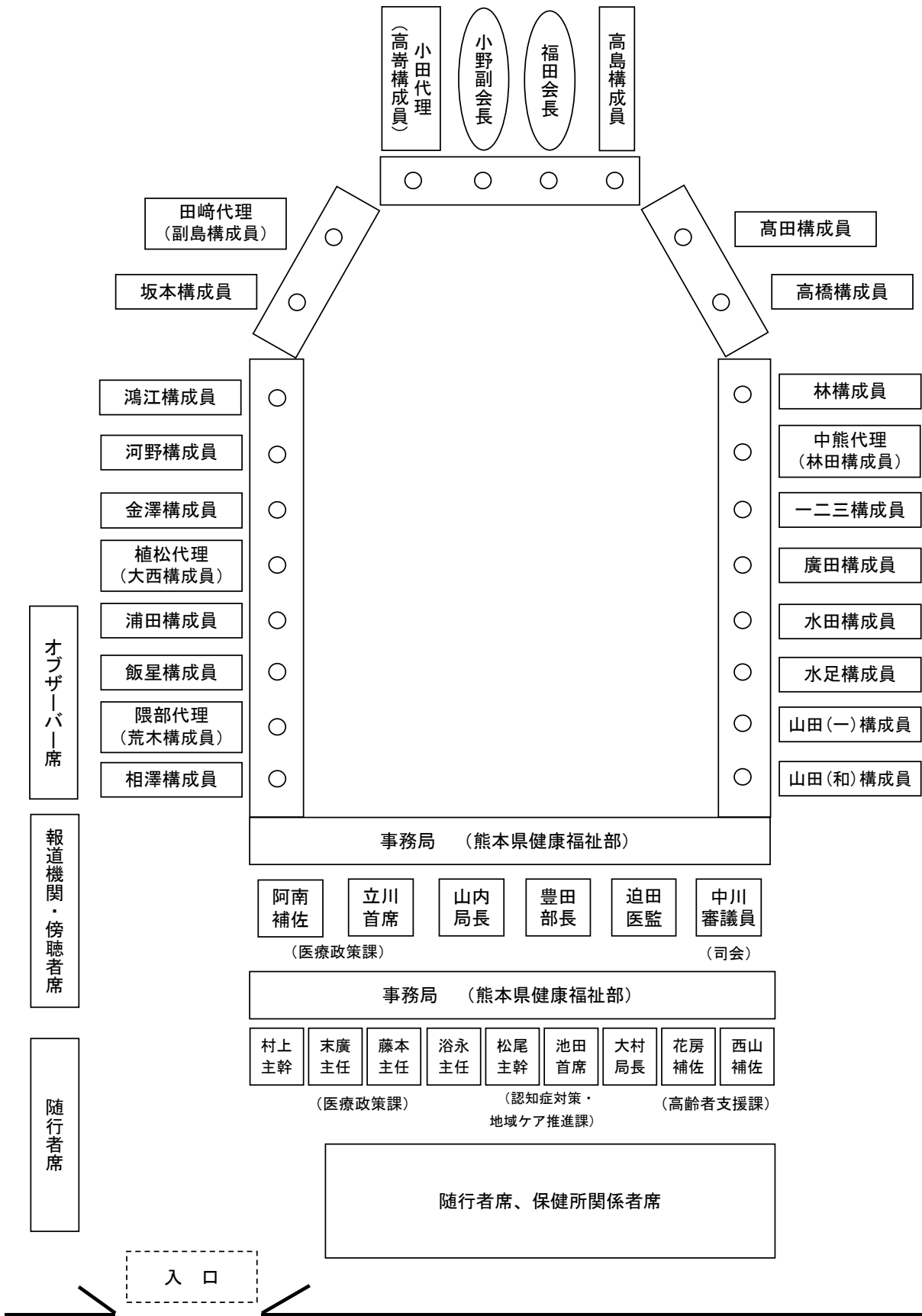
6 閉 会

第3回熊本県地域医療構想検討専門委員会・出席者名簿

(五十音順・敬称略)

| No. | 氏名 | 所属・役職 | 出席 | 備考 |
|-----|--------|--|----|-------------------|
| 1 | 相澤 明憲 | 公益社団法人熊本県精神科協会 会長 | ○ | |
| 2 | 荒木 泰臣 | 熊本県町村会 会長 | 代理 | 隈部 一雄 主幹 |
| 3 | 飯星 元博 | 公益社団法人熊本県医師会 地域医療構想担当理事 | ○ | |
| 4 | 浦田 健二 | 一般社団法人熊本県歯科医師会 会長 | ○ | |
| 5 | 大西 一史 | 熊本市 市長 | 代理 | 植松 浩二 副市長 |
| 6 | 小野 友道 | 熊本大学 名誉教授 | ○ | 副会長 |
| 7 | 金澤 知徳 | 慢性期機能を担う医療機関代表 (青磁野リハビリテーション病院 理事長) | ○ | |
| 8 | 河野 文夫 | 独立行政法人国立病院機構熊本医療センター 院長 | ○ | |
| 9 | 鴻江 圭子 | 熊本県老人福祉施設協議会 会長 | ○ | |
| 10 | 坂本 不出夫 | 急性期機能を担う医療機関代表 (国保水俣市立総合医療センター 病院事業管理者) | ○ | |
| 11 | 副島 秀久 | 済生会熊本病院 院長 | 代理 | 田崎 年晃 医療支援部課長 |
| 12 | 高寄 哲哉 | 熊本県市長会 会長 | 代理 | 小田 宗雄 事務局長 |
| 13 | 高島 和歌子 | 公益社団法人熊本県看護協会 会長 | ○ | |
| 14 | 高田 明 | 公益社団法人全国自治体病院協議会熊本県支部 支部長 | ○ | |
| 15 | 高橋 洋 | 診療所代表 (高橋整形外科医院 院長) | ○ | |
| 16 | 林 邦雄 | 在宅医療を担う医療機関代表 (林整形外科医院 理事長) | ○ | |
| 17 | 林田 直志 | 熊本県国民健康保険団体連合会 常務理事 | 代理 | 中熊 秀光 熊本県保険者協議会会長 |
| 18 | 一二三 倫郎 | 熊本赤十字病院 院長 | ○ | |
| 19 | 廣田 誠介 | 公益社団法人熊本県薬剤師会 会長 | ○ | |
| 20 | 福田 稠 | 公益社団法人熊本県医師会 会長 | ○ | 会長 |
| 21 | 水田 博志 | 熊本大学医学部附属病院 院長 | ○ | |
| 22 | 水足 秀一郎 | 回復期機能を担う医療機関代表 (山鹿中央病院 理事長) | ○ | |
| 23 | 山田 一隆 | 病院代表 (高野病院 理事長 院長) | ○ | |
| 24 | 山田 和彦 | 一般社団法人熊本県老人保健施設協会 会長 | ○ | |

第3回熊本県地域医療構想検討専門委員会 配席図



熊本県地域医療構想検討専門委員会設置要領

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第7条の規定に基づき、熊本県保健医療推進協議会に熊本県地域医療構想検討専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) 各地域の地域医療構想に関する事項
- (6) その他の地域医療構想の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 会長は、委員会における意見をまとめて、熊本県保健医療推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。